

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

 …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付または充当されます。

届出に必要な書類

① 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届書

② 母子健康手帳など出産の予定日（出産後は出産日と親子関係）を確認できる書類

※ 出産後に届出を行う場合は、出生証明書（出生届）の写しや戸籍謄本などを添付してください。
※ 多胎妊娠の場合は、人数分の母子健康手帳や出生証明書（出生届）の写し、戸籍謄本などを添付してください。

※ 死産、流産などの場合は、死産証書（死産届）の写しまたは死胎火葬（埋葬）許可証の写しなどが必要です。

③ マイナンバーと本人を確認できる書類（納税義務者（世帯主）と出産被保険者の2人分）

A マイナンバーを確認できる書類：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票など
B 本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど

※届出がない場合には、母子健康手帳交付時の情報等を基に職権で減額を適用する場合があります。

届出先

さぬき市 税務課 国民健康保険税係
さぬき市 国保・健康課

さぬき市志度5385番地8
さぬき市寒川町石田東甲935番地1

TEL 087-894-1118
TEL 0879-26-9907